

No.	質問	回答
1	調書2モデル園の対象として、認定こども園が含まれない旨が記載されておりましたが、保育所型認定こども園については、法的には認可保育所として認可を受け、実際に認可保育所として運営している立場であると思いますが、モデル園としてなぜ不適當なのでしょう か。	調書2に関しましては、認可保育所であるこぶし保育園のモデルとなる保育園を記載していただくものとなっております。 そのため、認可保育所の機能に加え、幼稚園機能を併せ持つ保育所型認定こども園は、こぶし保育園のモデル園としては当てはまらないと判断させていただいたため、調書2のモデル園の対象に、認定こども園は含んでおりません。
2	調書3事業計画書の内容に法人名を記入しても問題ないでしょうか。	本選定について、選定委員には法人名を明記し審査をいたします。 そのため、調書の種類を問わず、法人名を記入しても問題ありません。
3	調書3事業計画の体裁について、記載内容として問われている項目の内容がページの途中で記載終了した場合、そのすぐ下の項目について記載してしまってよろしいでしょうか。 新しい項目を記載する場合は、必ずページを改定しないとなります せんか。	ページ途中で項目の記載が終了した場合、すぐ下に次の項目をご記載ください。
4	調書1法人及び提案する保育所の概要の皿引継ぎについては、現在受託している運営法人も記載の必要はありますか。	現在受託している事業者においては、在園児がスムーズに新園に移行するための配慮や、取組等をご記載ください。